

○農林水産省令第九号
植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)
第五条の二第一項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第十六条の二第一項並びに植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第二百四十六号)第一条第二項に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成九年三月十日

農林水産大臣 藤本 幸雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第73号)の一部を次のように改定する。

目次中「第六条」を「第五条の二」に改める。
第一条第一項中「第七条第四項」を「第五条の二第二項(法第六条第六項、法第七条第四項)」に、「聞こう」を「聽こう」に改める。第二章中第六条の前に次の三条を加える。
(検疫有害動植物)
第五条の二 法第五条の二第一項の検疫有害動植物は、次に掲げるもの以外の有害動物又は有害植物とする。

一 有害動物 アカマダラカラオブシムシ、エンドウヅムシ、オオノコクスストモドキ、オオナガシンクイムシ、オオメコギリヒラタムシ、オカダンゴムシ、ク

シヒゲシバンムシ、ケブトヒラタキクイムシ、コクガ、コクゾウムシ、コクヌスト、コクヌストモドキ、コクマルハキバガ、ココクゾウムシ、コナナガシントクイムシ、ジンサンシバンムシ、ソラマメゾウムシ、タバコシバンムシ、チビケナガシントクイムシ、チユーリップネアブランシ、ツバキマルカイガラムシ、ナガヒヨウホンムシ、ノコギリヒラタムシ、バクガ、ヒメヒヨウホンムシ、ヒメマダラカツオブシムシ、ヒラタキクイムシ、ヒラタコクヌストモドキ、ホソチビコクヌスト、ミカシナガカキカイガラムシ、セラチスティス、パラドクサ、ボトリティス、アリイ、アスペルギルス属菌、ベニシリウム属菌、リゾーブス属菌

(検査証明書の添付を要しない植物)

第五条の三 法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれがないものとして省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 うこん及びトチユウの乾燥したもの
 - 二 アーモンド、カシュー・ナツツ、ココヤシ、こしょう、ビスタシオノキ、べるしやぐるみ及びマカダミアナツの乾燥した種子
- (栽培地検査を要する植物等)

第五条の四 法第六条第二項の省令で定める地域、植物及び検疫有害動植物は、別表一のとおりとする。

2 前項に掲げる植物は、前項の地域において栽培されたものに限るものとする。

第六条中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。
(省令で定める特別の用)

第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用

は、次のとおりとする。
一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。
二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。

第八条第一項中「附する」を「付する」に、「左の」を「次の」に改め、同項第六号中「有害動物又は有害植物」を「検疫有害動植物」に改める。

一 付表

二 オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケンジントン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 三 オランダ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマト及びピーマンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンオーブル種、トマング種及びプロテア種のスワートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 五 スワジランド王国から発送され、南アフリカ共和国以外の他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンオーブル種、トマング種及びプロテア種のスワートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 六 イスラエル国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシャムナ種及びバレンシア種のスワートオレンジ、グレープフルーツ並びにスワートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 七 オーストラリア連邦から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種及びワシントンオーブル種のスワートオレンジ並びにレモンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 八 スペイン国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバレンシア種及びバレンシア種のスワートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 九 チリ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるポンカン、タンカン及びリュウチエン種のスワートオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のババイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十二 フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のババイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十五 フィリピン共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスパーー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィング種、カイト種及びヘーデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十七 タイ王国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるナンカンワン種、ナンダクマイ種、ビムセンダン種及びラード種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランパート種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガーネット種、ワラーレンバーン種、ビング種、ブルックストン種及びレーニア種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるランパート種のさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるサミット種、サム

二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるスマートランド種、スプリンクラード種、ファイアブライト種、ファンタジア種、メイグランド種、メイグロ種、メイヤモンド種、メイフアイア種、レッドダイヤモンド種及びロイヤルジャイアント種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバー種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシャス種及びレッドデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるエイチワイ九四七四種、エビタ種、オハイオ七九八三種、サンライズ種、トラスト種、ドンピート種及びベルモンド種のトマトの生果実
 二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわら畳床であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
 第一号様式(イ)「左」を「次の」に「一万円」を「三十万円」に、「検査を拒み」を「検査若しくは集取を拒み」に、「同条同項」を「同項」に改め「対し」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同様式(イ)中「第三章又は第四章の規定により」を削る。
 第四号様式の次に次の二様式を加える。

第五回の二葉寫(第十卷の二葉寫)

| | | | |
|-------------|-----------------------|--|-----------|
| 年 月 日 | 住 所 姓 氏 名 | 植物防疫法施行規則第10条の2の規定により、出力装置の(使用・変更・廃止)に係る下記事項を記入せよ。 | |
| | | [] 使用 変更 届出書 | [] 廃止 |

(注) 計定通知の同意の有無については、有又は無のどちらかを○で囲むこと。

第五号様式中「附近」又は「付近」と「病菌又は害虫」又は「検疫有害動植物」に該当する。

第六号様式中「有害動物又は有害植物(病菌害虫子の他の有害な動植物)」を「検疫有害動植物」に改める。

附 則

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律(平成八年法律第六十七号)の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。ただし、第五条の四の改正規定は、平成十年四月一日から適用する。

正誤

七ページ下段二二行目の次に次のように加える。
「別表二」の五の項植物の欄中「さつまいもの生塊根」を「さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部」に改める。
別表四の五の項を削る。
七 下 終りから
用定は、平成十年四月一日から適用する。」を削る。

正誤

平成九年三月十日(号外第四十三号)公布農林
水産省令第九号(植物防疫法施行規則の一部を改
正する省令)
(原稿誤り)
七 上 六
下 六
八 あかざ風植物
九 田力装置
六
五 あかざ風植物及
四 入圧力装置